

# お知らせ

## まちのデータ

(令和8年(2026年)4月末日現在)

人口	2万4,501人	交通事故発生件数	(4月中、物損含む)
男	1万1,640人	有田川町	46件
女	1万2,861人	死者	0人 負傷0人
	1万646世帯		有田湯浅警察署調べ

お問い合わせ  
電話番号



吉備庁舎  
金屋庁舎  
清水行政局

52-2111

城粟五安上	山生郷諦下	出連出出水	張絡張張道	所所所課	23-0001
					22-0351
					22-0254
					26-0001
					52-5356
A L E C (ア レック)					52-4730

環境センター	52-5384
プラスチック収集場	52-7855
休日急患診療所	52-4882
有田聖苑	52-3055
子育て支援センター	52-5474
有田川町少年センター	52-8744

### 相談

#### 6月の行政相談

●6月17日(水)

- ・城山出張所 9時～11時30分
- ・五郷地区生活改善センター 13時～15時30分

清水行政局総務政策室

### 子育て

#### 「こども誰でも通園制度」 始まっています!

●保護者の就労を問わず、未就園のお子さまをお預かりします

4月1日(水)より新しい子育て支援サービス「こども誰でも通園制度」を開始しています。保護者の就労状況にかかわらず、対象となるお子さまであれば、どなたでも対象施設を利用できる制度です。

●対象となるこども/町内に住民登録があり、保育所や認定こども園に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこども

●利用時間/お子さま1人につき月10時間まで

●利用料金/1時間当たり300円

●実施施設/有田川町地域子育て支援センター(下津野245・1)

☎52・5474

#### ●利用方法

##### ①認定申請

本制度の利用には、町から利用認定を受ける必要があります。利用認定申請は、こども家庭庁が運用するシステムを利用しますので、下の二次元コードから申請してください。



※利用認定には1週間程度を要しますので、余裕を持って申請してください。

##### ②認定通知書およびユーザーIDの発行

利用対象となる「こども」であることを確認した後、認定通知書およびこども誰でも通園制度総合支援システムにログインするためのユーザーIDを発行します。

##### ③利用希望施設での面談の実施

施設を利用するに当たり初回のみ面談が必要となりますので、総合支援システムから面談の予約をしてください。

##### ④利用予約

総合支援システムから施設の空き状況を確認の上、利用予約をしてください。

##### ⑤施設の利用、料金の支払い

予約施設を利用後、施設で料金をお支払いください。

※町ホームページからも利用申請できますので、ご覧ください。

子ども教育課(金屋庁舎)

### 催し

#### 令和9年有田川町二十歳の集い

有田川町では、当該年度に20歳を迎える方を対象に、二十歳の集いを行います。

令和8年(2026年)4月1日現在、当町に住民登録されている対象者に案内をお送りしています。

町外に住民登録を移されている方で式典に出席を希望される場合は、社会教育課(金屋庁舎)までご連絡ください。既に連絡をいただいている方の連絡は不要です。

●日時/令和9年(2027年)1月10日(日)

※時間は決まり次第お知らせします。

●場所/有田川町金屋文化保健センター(金屋7番地)

●対象/平成18年(2006年)4月2日～平成19年(2007年)4月1日生まれの方

社会教育課(金屋庁舎)